

議案参考資料

[令和元年第4回定例会]

[担当課(室)係]

人 事 課 人 事 担 当

議案名

議案第 67 号 一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

国及び群馬県に準じて給与改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

- 1 給料月額改定〔平成31年年4月1日から適用〕
給料表の給料月額を平均0.1%引き上げます。
- 2 勤勉手当支給月数の改定〔令和元年12月1日から適用〕
勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。
(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.45月⇒4.5月)
- 3 住居手当の改定〔令和2年4月1日から適用〕
手当の対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ(12,000円⇒16,000円)、これにより生じる原資を用いて手当額の上限を1,000円引き上げます(27,000円⇒28,000円)。
なお、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置を実施します。
(施行期日：公布の日)

背景・経過

国においては、令和元年8月7日に人事院勧告が行われ、これを完全実施する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が第200回国会(臨時会)に提出され、令和元年11月15日に可決されました。

また、群馬県においても、10月9日に群馬県人事委員会勧告が行われ、今後、群馬県職員の給与に関する条例の改正が予定されています。